

証券コード 5890
2025年8月28日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町三丁目3番3号
株式会社オフィスバスターズ
代表取締役会長 天野 太郎
代表取締役社長 熊谷 正慶

臨時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。また、上記のほか東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

- ・当社ウェブサイト（IR 情報）：<https://www.officebusters.co.jp/ir>
- ・東証ウェブサイト：<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「オフィスバスターズ」又は「コード」に「5890」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当社は現在、仮本社にて業務を行っておりますため、株主の皆さまに安全かつ円滑にご参加いただけるよう、本総会への出席について、総会会場の株主様の出席人数の事前認識のため事前登録制を採用しております。ご出席を予定される株主様は、事前弊社総務窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

また、本総会はインターネットを通じてライブ配信もしております。株主総会のインターネットによる視聴をご希望の場合は、本招集通知 3 ページ「インターネットライブ配信のご案内」をご確認のうえ、事前にお申込みいただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使につきましては、同封の委任状用紙に各議案への賛否をご記入のうえ、ご押印いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。事前に委任状をご提出いただいた株主様であっても、株主総会のインターネットによる視聴をご希望の場合は、本招集通知 3 ページ「インターネットライブ配信のご案内」をご確認のうえ、事前にお申込みいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年9月12日（金曜日）午後12時30分
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町三丁目3番3号 CMビル6階
オフィスバスターズ本社会議室
3. 目的事項
決議事項
議案 定款一部変更の件

上記各議案の概要は、後記議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類に記載のとおりです。

以 上

-
- ※ 委任状書面において、議案の賛否の表示が無い場合は、賛成の意思表示がされたものとしてお取り扱いいたします。
 - ※ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.officebusters.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。

インターネットライブ配信のご案内

本株主総会の様子は、インターネットによるライブ配信にてご視聴いただけます。
なお、ご視聴いただけるのは当社株主様に限られておりますため、事前のお申込みが必要となります。下記の方法をご確認のうえ、期限までにお手続きをお願い申し上げます。

記

【お申込方法】

下記のお申込期日までにメールでお申し込みをお願い申し上げます。

お申込期日： 2025年9月11日（木曜日）迄

お申込先メールアドレス： soumu@officebusters.com

メール件名： 株主総会視聴

メール文面： 下記の2点を必ずご記入ください。

(1) 株主様氏名（法人は会社名・代表者名）

(2) 株主様ご住所

【問い合わせ窓口】

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町三丁目3番3号 CMビル6階

株式会社オフィスバスターズ 総務人事部 木村 宛

TEL：03-6262-3155 FAX：03-6262-3341

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

株式会社オフィスバスターズ
代表取締役会長 天野 太郎
代表取締役社長 熊谷 正慶

議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

業務効率のさらなる向上と働きやすい環境整備を目指し、本店機能を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を「東京都千代田区」から「東京都中央区」に変更するものであります。なお、本変更につきましては、令和7年10月1日に効力を発生することとし、その旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
(新 設)	<u>附則</u> 第3条の変更は、令和7年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、 <u>本附則は、期日経過後、これを削除する。</u>

以 上